

第5回九州厚生局 地域共生社会推進会議	資料1
令和5年12月22日	

## 地域共生社会の実現に向けた施策の最新動向

## 【主な項目】

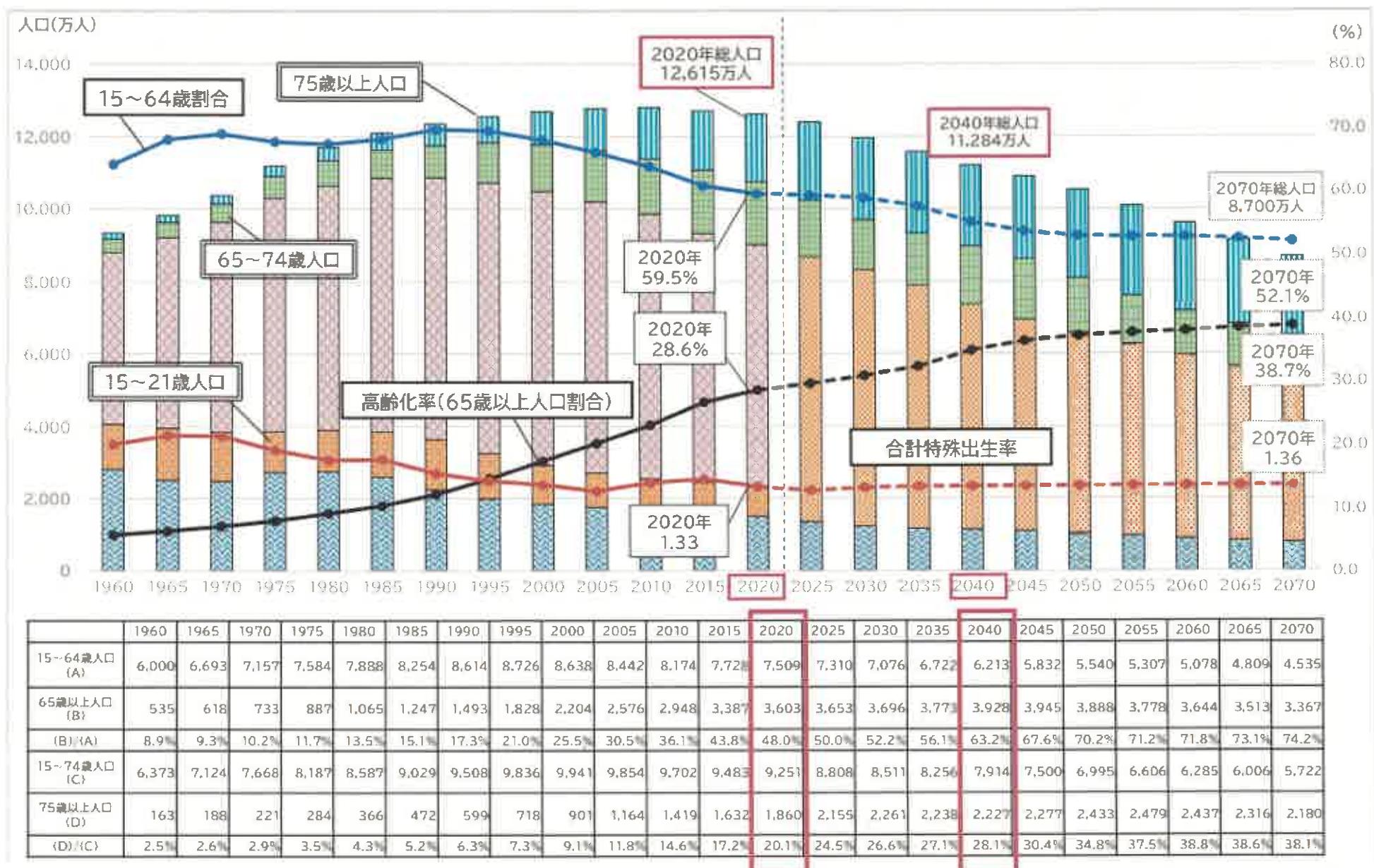
- I 地域社会の変化について
- II 地域共生社会に向けて
  - ①地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
  - ②重層的支援体制整備事業などの各種取組
  - ③生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの議論
  - ④住まい支援の強化の議論（住宅セーフティネット制度）

# I 地域社会の変化について

# 地域社会の変化① (日本の人口の推移)

令和5年版厚生労働白書より

一部改変



資料：1960年～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975年～2015年の人口は総務省「国勢調査」（年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口）、2020年の人口は総務省「国勢調査」（不詳補完値）（各年10月1日現在）、1960年～2020年の合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降の人口と合計特殊出生率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。

（注）経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development; OECD）では、15歳から64歳までの人々を生産年齢人口としている。

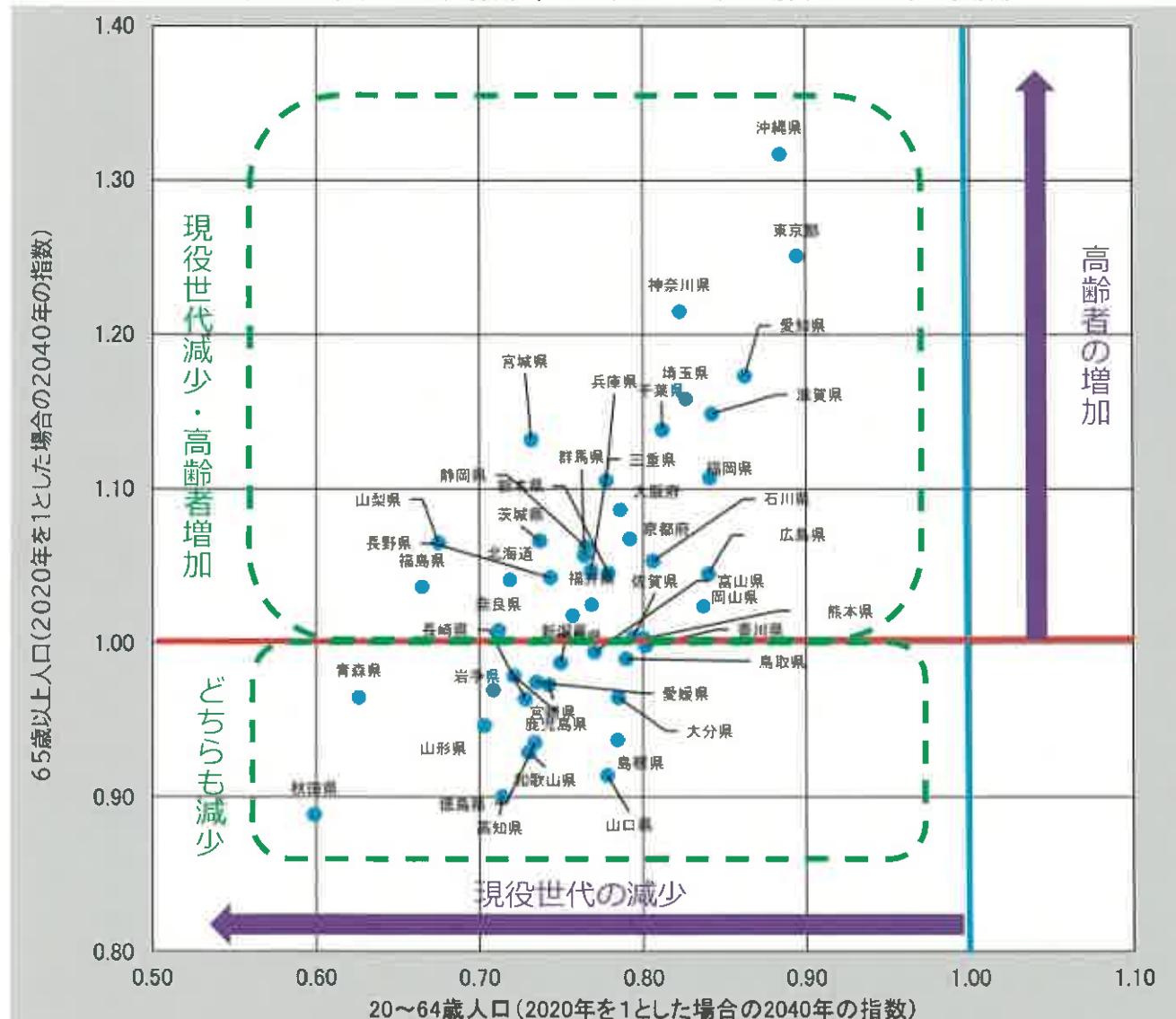
## 地域社会の変化② (都道府県ごとの人口の増減)

令和5年版厚生労働白書より

一部改変

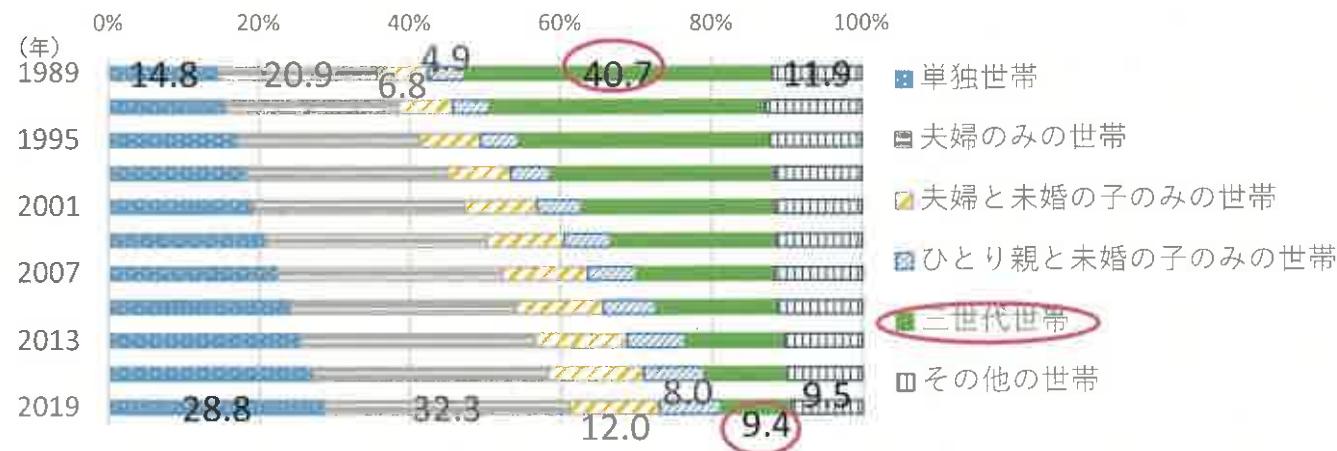
- 20~64歳人口と65歳以上人口のいずれも減少する県（図表中赤線よりも下の17県）と、20~64歳人口は減少するが65歳以上人口は増加する都道府県（図表中赤線よりも上の30都道府県）に分かれる。
- 特に、後者の都道府県の中では、2040年の65歳以上人口が2割以上増加する都県もあり、今後、住民ニーズとそれへの対応は都道府県ごとに多様化していくと見込まれる。

都道府県ごとの人口の増減（2020年を1とした場合の2040年の指数）



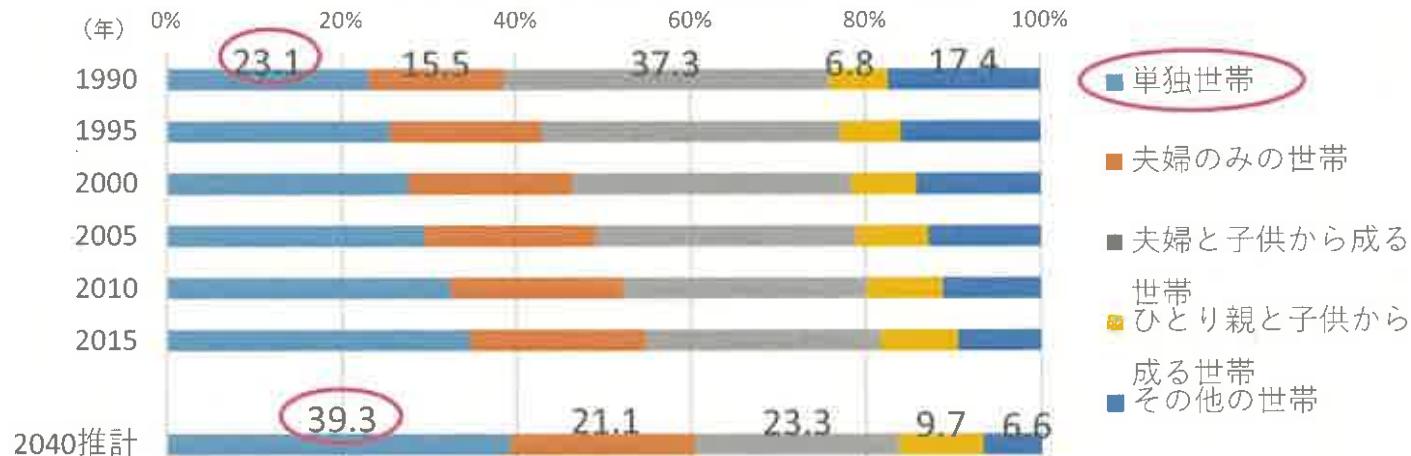
- 平成の30年間で、三世代世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少。

### 65歳以上の人いる世帯の世帯構造の推移



- 世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に。

### 世帯総数・世帯類型の構成割合の推移



- 一人暮らし高齢者が将来の介護を頼む先は「子」が減り、「ホームヘルパー」が増加。

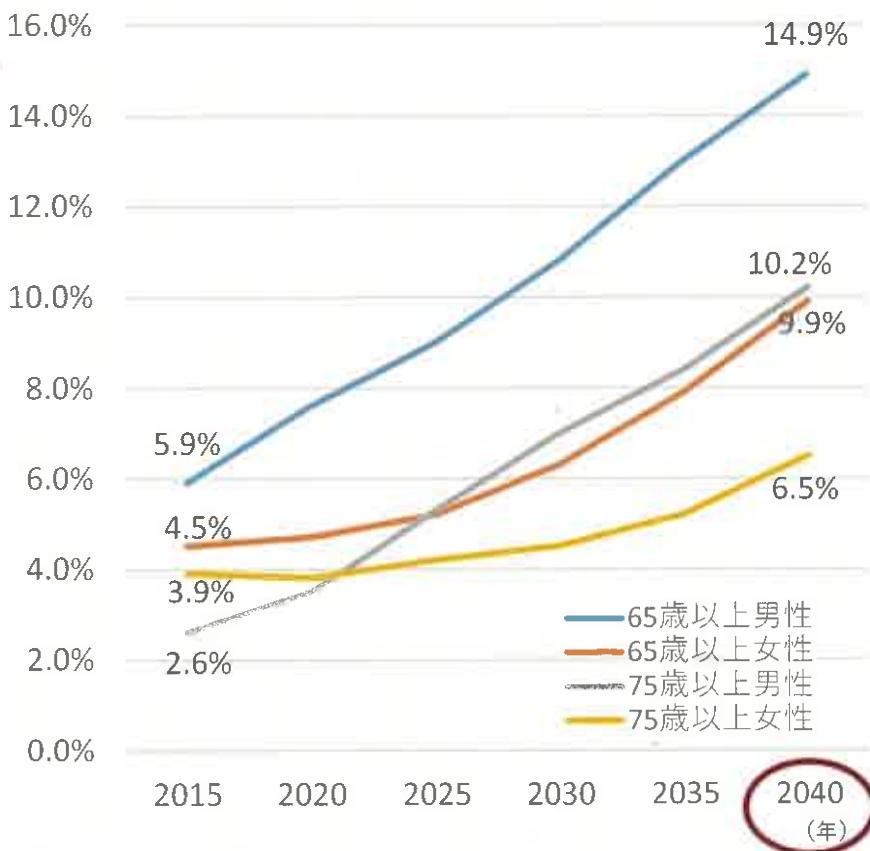
- 2040年にかけて、未婚の高齢者が増加する見通し。

一人暮らし高齢者が将来の介護を頼む先



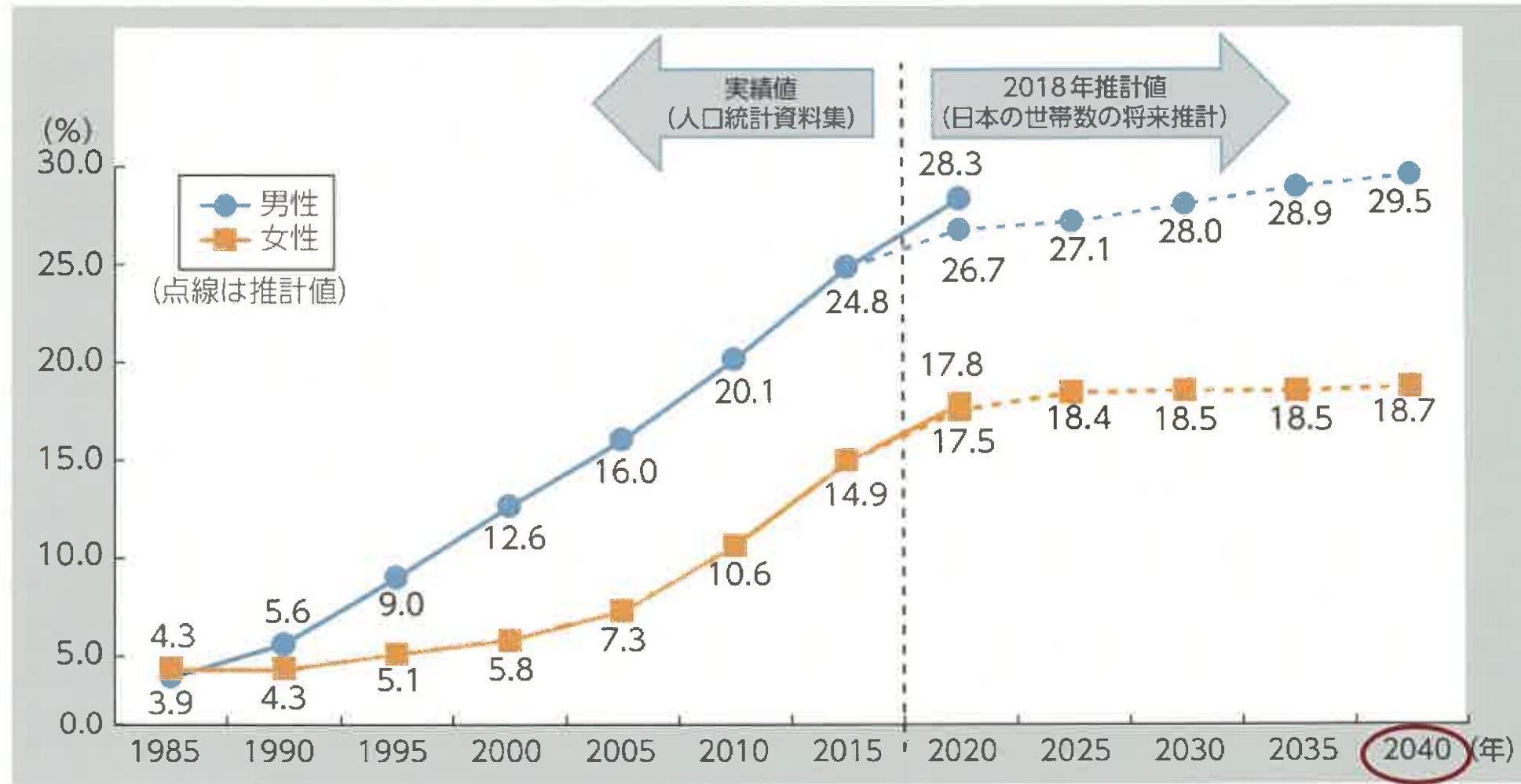
(注) 介護の場所として自宅や子ども・親族の家を希望する人を対象に、誰に介護を頼むかを尋ねたもの（3つまでの複数回答）。  
各年の調査の選択肢の中から抜粋。

未婚率の将来推計（高齢者）



- 50歳時の未婚割合は、この30～40年間で大幅に変化。今後も上昇が見込まれる。

## 50歳時の未婚割合の推移



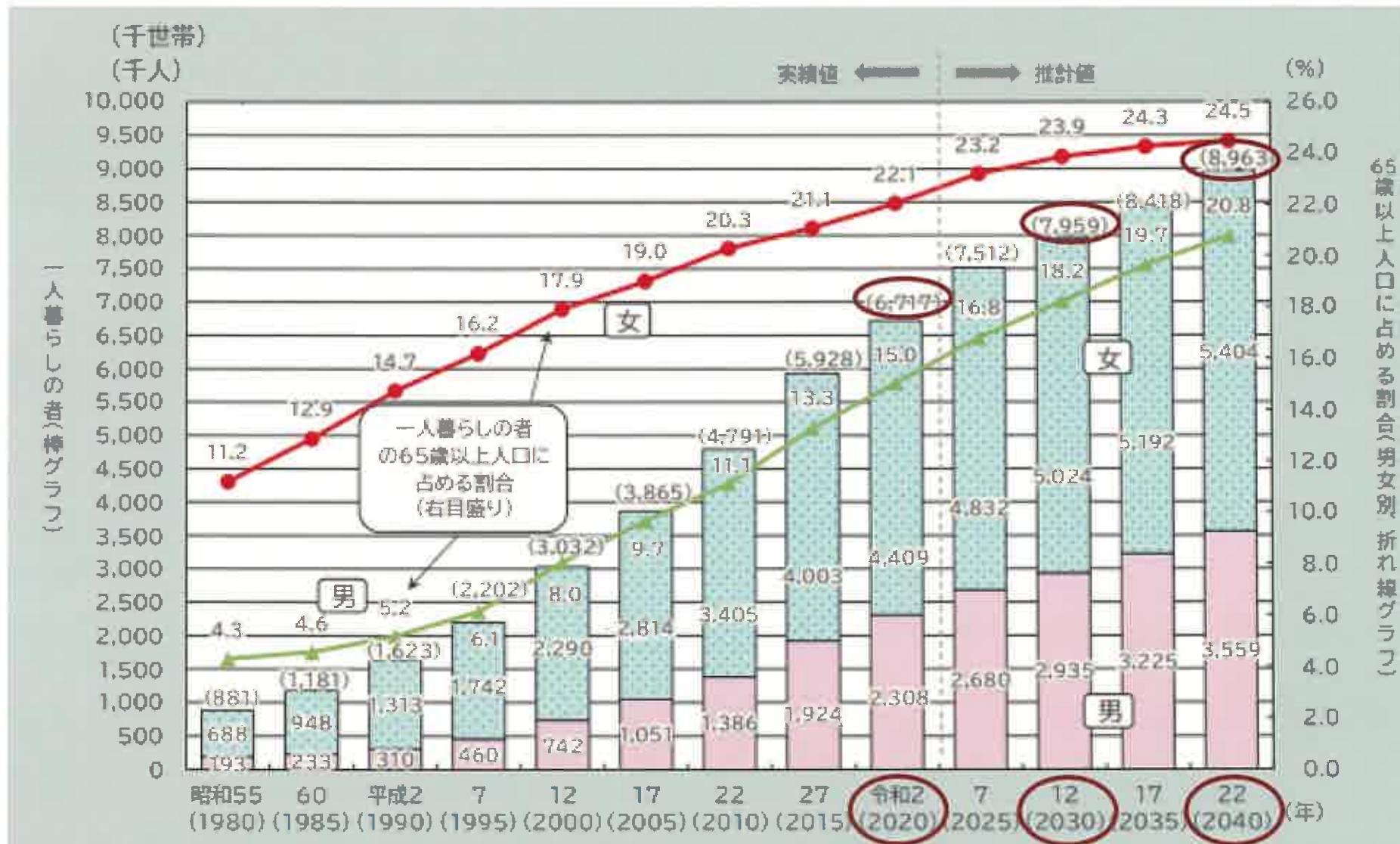
資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』、『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)

(注) 50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

2020年までの実績値は「人口統計資料集」(2015年及び2020年は、配偶関係不詳補完値)、2020年以降の推計値は『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)による

- 高齢者の単身世帯は、2020年～2030年～2040年の間、10年ごとに約100万世帯づつ増加

## 65歳以上の単身世帯の動向



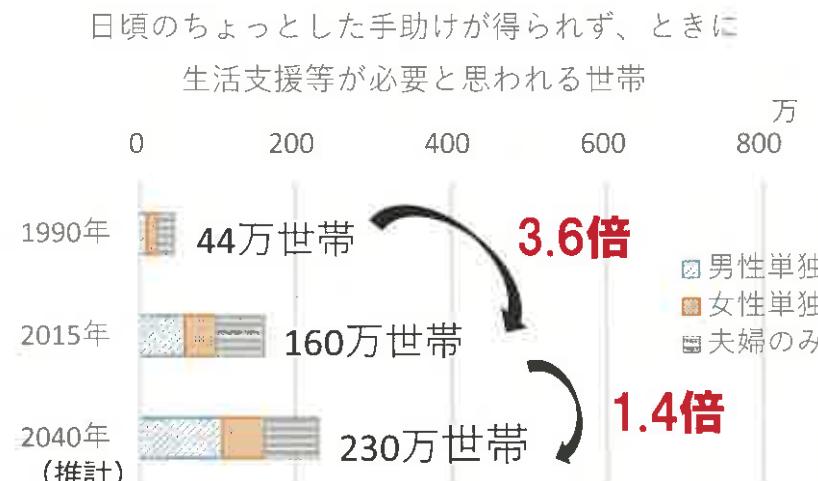
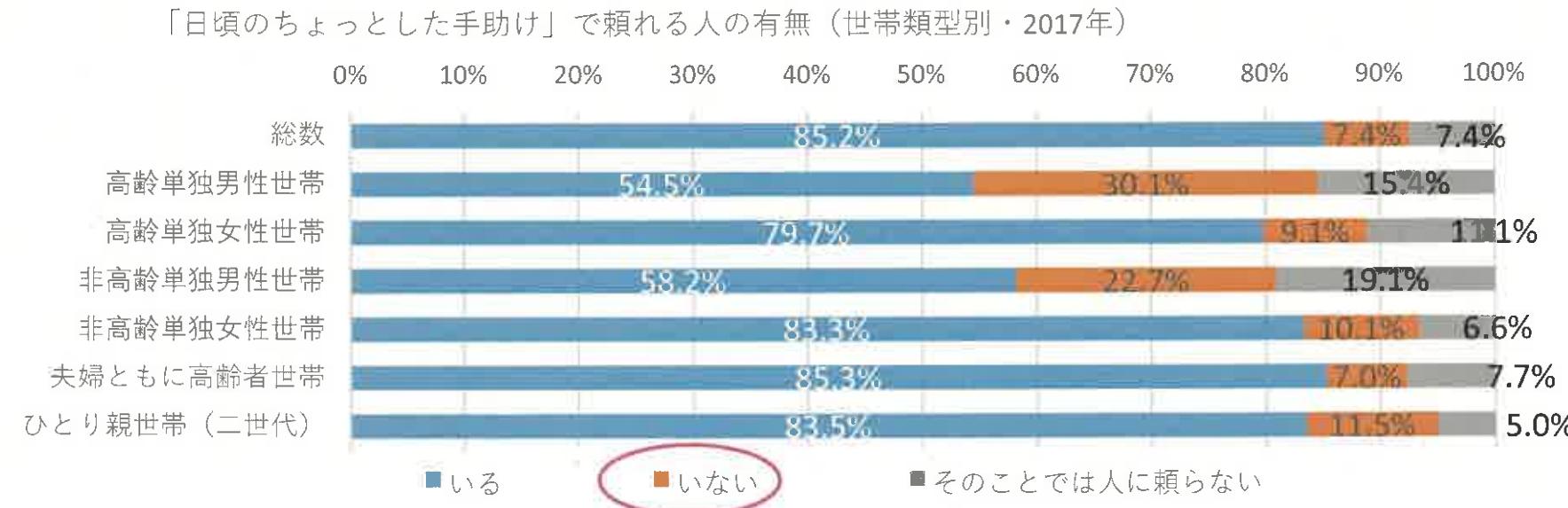
資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成30）年推計）による世帯数

(注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

(注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

- 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、過去25年間で3.6倍となり、今後25年間で1.4倍に増加の見込み。



介護サービス利用者数の推移

	ホームヘルプ (訪問介護等)	デイサービス (通所介護等)	ケアマネジメント
1992年	22万人	18万人	—
2018年	149万人 (※)	220万人 (※)	451万人

(注) ※の数値には、2014年の介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業に移行したサービス分（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）は含まれていない。

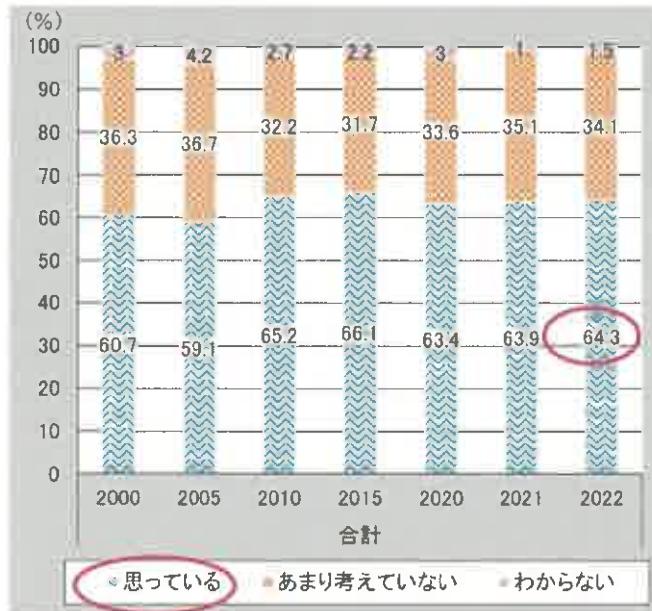
## 地域社会の変化⑧ (社会貢献に対する意識等)

令和5年版厚生労働白書より

一部改変

- 「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている」という意識を有する者は、6~7割と高い水準で推移してきている。
- 男女とも、おおむね年齢が高くなるほど、社会参加活動を行っている者の割合は高くなっている。
- 社会参加活動を行っている者の割合は、人口規模が小さい市町村の方が高くなっている

### 社会への貢献意識の推移



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」（2022（令和4）年12月調査）。

質問は「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか」。

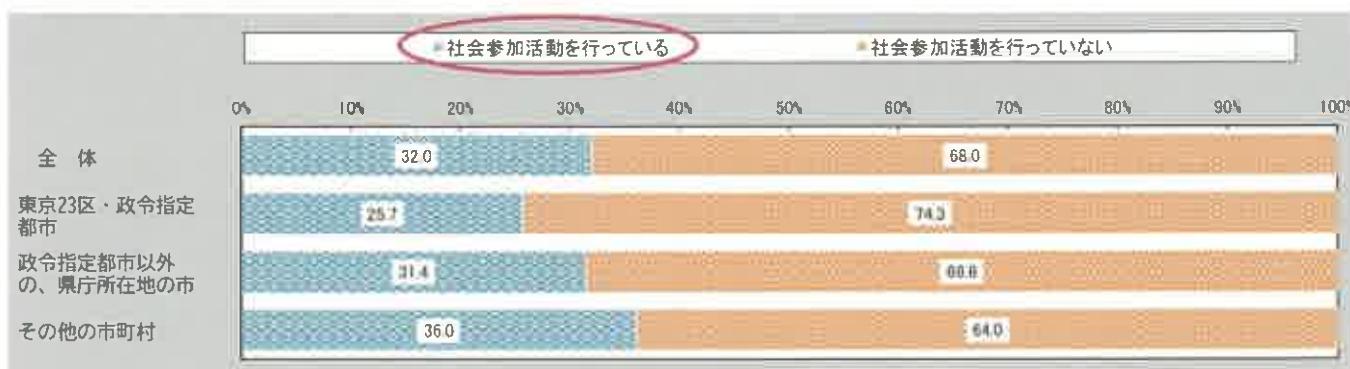
（注）1998年～2020年は、調査を調査員による個別面接取扱で実施しており、2021年及び2022年は郵送法で実施しているため、2021年～2022年との単純比較は行わない。

### 年齢と社会参加活動の参加状況



資料：厚生労働省「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業

### 居住地域の区分と社会参加活動の参加状況



資料：厚生労働省「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業」

			1989（平成元）年	2019（令和元）年	2040（令和22）年
1	高齢者数（高齢化率）		1,489万人（12.1%）	3,589万人（28.4%）	3,921万人（35.3%）
2	その年に65歳の人が各年齢まで生存する確率	90歳	男22% 女46%	男36% 女62%	男42% 女68%
		100歳	男2% 女7%	男4% 女16%	男6% 女20%
3	出生数/合計特殊出生率		125万人/1.57	87万人/1.36	74万人/1.43
4	未婚率（35～39歳）		男19.1% 女7.5%	男35.0% 女23.9%	男39.4% 女24.9%
5	平均世帯人員		2.99人 *1	2.33人 *2	2.08人
6	就業者数 (うち医療福祉従事者数)		6,128万人 (221万人*3)	6,724万人 (843万人)	5,245～6,024万人 (1,070万人)
7	女性	25～29歳	57.3%	82.1%	84.6%
		30～34歳	49.6%	75.4%	83.4%
	高齢者	60～64歳	52.3%	70.3%	80.0%
		65～69歳	37.3%	48.4%	61.7%
8	非正規雇用労働者数（割合）		817万人 (19.1%)	2,165万人 (38.3%)	—
9	1世帯当たり平均等価所得（実質）		368.7万円 *4	346.0万円 *5	—
10	スマートフォン保有世帯割合		0%	79.2% *5	—
11	「形式的つきあい」が望ましい」とする割合	親戚 同僚 隣近所 13% 15% 19% *6	親戚 同僚 隣近所 26% 27% 33% *5	—	
12	社会保障給付費（対GDP比）		47.4兆円 (10.5%)	117.1兆円 (21.4%)	188.2～190.0兆円 (23.8～24.0%)

（注）定義、資料出所等の詳細は本文参照。\*1は1990年、\*2は2015年、\*3は1988年の推計値（事務職等を含まず）、\*4は1991年、\*5は2018年、\*6は1988年、\*7は2017年。  
2040年の就業者数は経済成長・労働参加の状況により幅がある。2040年の医療福祉従事者は、需要面からの推計値。就業率については、経済成長・労働参加が進むケースにおける推計値。社会保障給付費は3時点とも地方単独事業分を含まず、2040年については単価の書き方により幅がある。

## Ⅱ 地域共生社会に向けて

- ①地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- ②重層的支援体制整備事業などの各種取組
- ③生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの議論
- ④住まい支援の強化の議論  
(住宅セーフティネット制度)

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。(制度の「狭間」、社会的孤立、自ら相談に行く力がない…等)

### 〈世帯の変化、共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化、単身化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

## (地域共生社会)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体**が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

### 社会福祉法

第4条 地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。**

#### →「縦割り」という関係を超える（包括的）

- ・制度の「狭間」の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

#### →「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

#### →「世代」や「分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野と一緒にできることを考える  
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

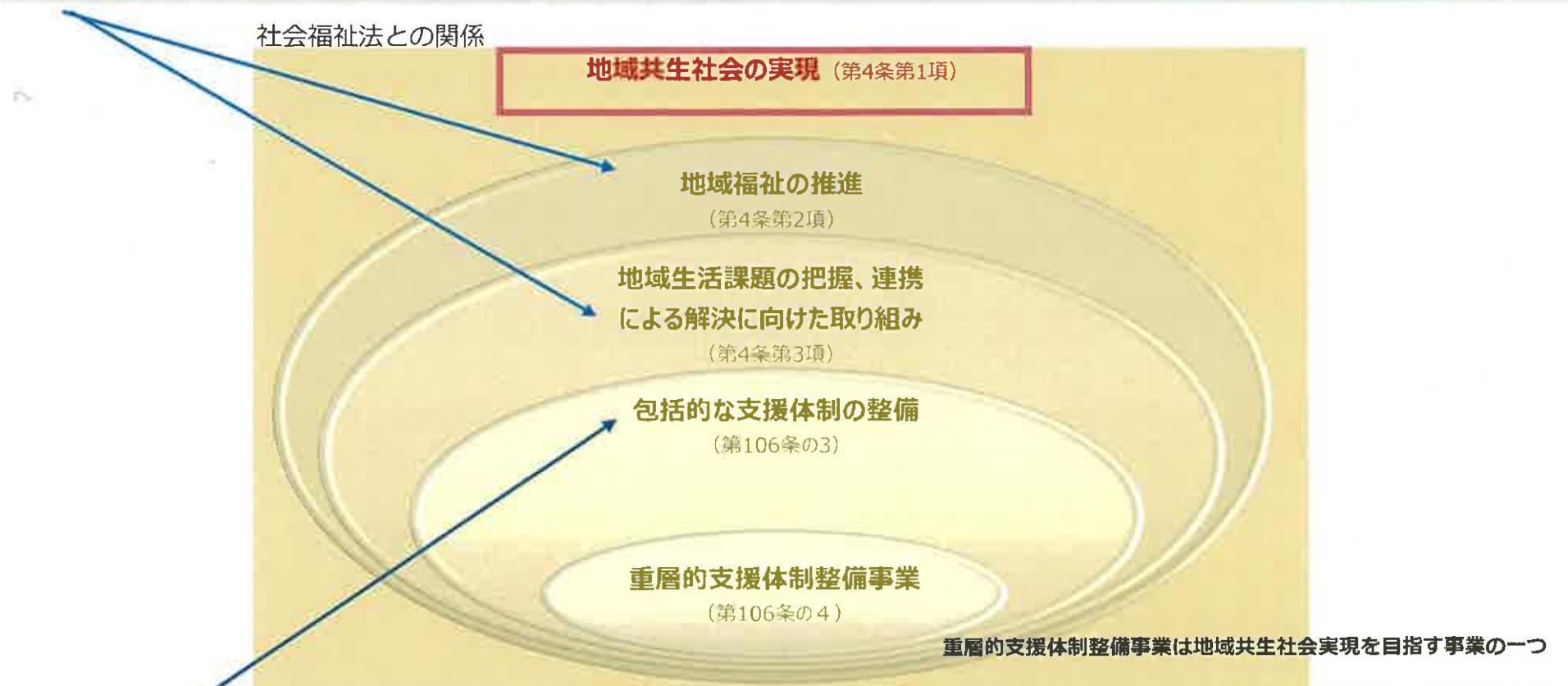
## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人権と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。



### (包括的な支援体制の整備)

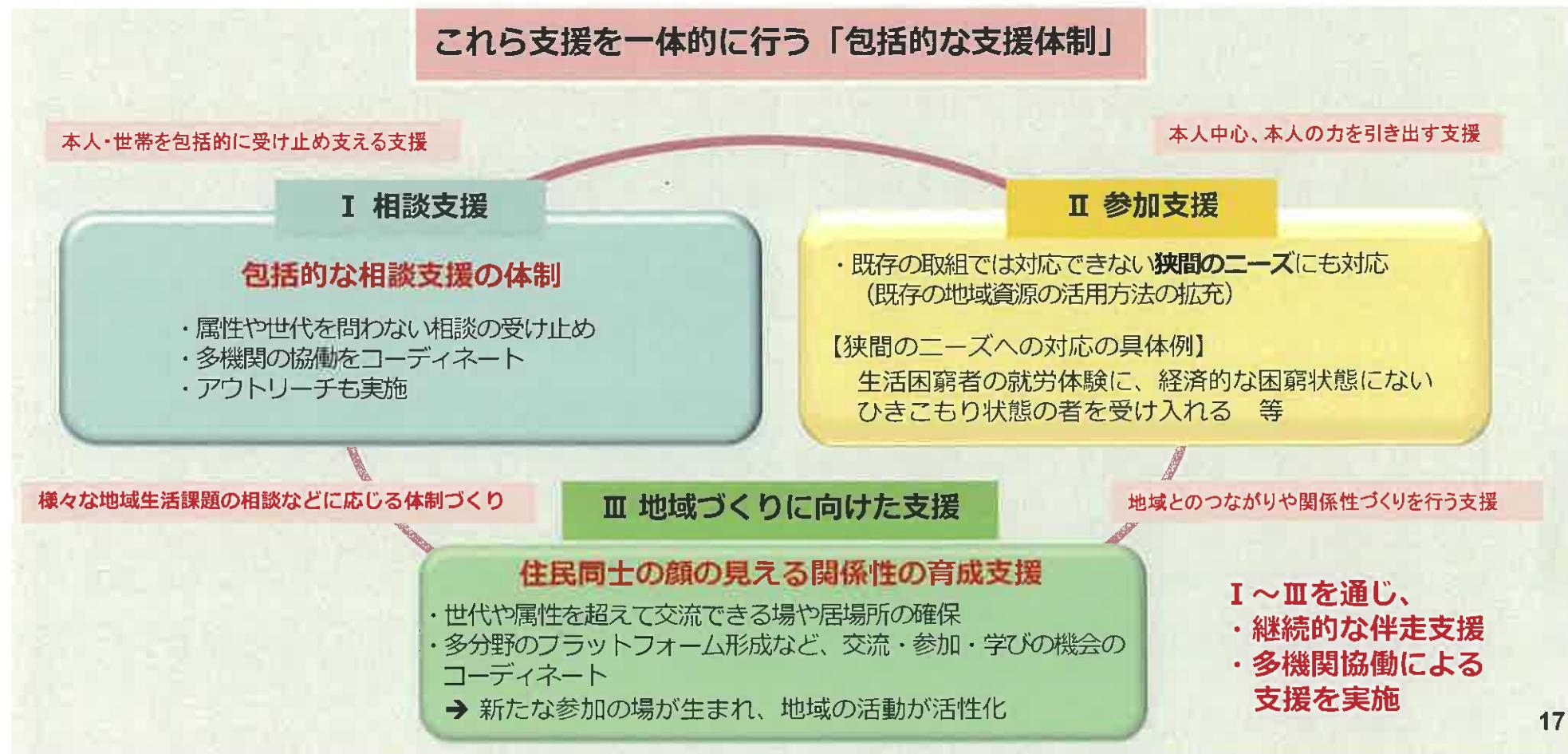
第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行なう者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行なう体制の整備に関する施策

# 重層的支援体制整備事業について

- 令和3年4月1日施行（社会福祉法第106条の4）
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施  
(事業実施の際は、**I～IIIの支援は必須**)
- 市町村の手あげに基づく**任意事業**（令和5年度は189自治体が実施） ※ **R6は346自治体（見込み）（P）**
- 事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付

## これら支援を一体的に行う「包括的な支援体制」



## 参考：重層的支援体制整備事業の実施予定自治体（令和5年度）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		吳市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
	厚真町		ふじみ野市		甲州市		野洲市		廿日市市
	音更町		川島町		松本市		高島市		宇部市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市
青森県	鰺ヶ沢町	千葉県	市川市	岐阜県	岐阜市	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市
岩手県	盛岡市		木更津市		関市		高槻市		高知市
	遠野市		松戸市		熱海市		枚方市		本山町
	矢巾町		市原市		函南町		八尾市		中土佐町
	岩泉町		香取市		岡崎市		東大阪市		黒潮町
宮城県	仙台市	東京都	八王子市	愛知県	豊田市	大阪府	富田林市	福岡県	久留米市
秋田県	涌谷町		墨田区		半田市		高石市		大牟田市
	能代市		大田区		春日井市		交野市		八女市
	大館市		世田谷区		豊川市		大阪狭山市		糸島市
	湯沢市		渋谷区		稻沢市		阪南市		岡垣町
茨城県	由利本荘市		中野区		東海市		太子町	佐賀県	佐賀市
	大仙市		豊島区		大府市		姫路市		大津町
山形県	山形市		立川市		知多市		尼崎市		益城町
福島県	福島市		調布市		豊明市		明石市		中津市
栃木県	須賀川市	神奈川県	国分寺市	三重県	長久手市	兵庫県	芦屋市	大分県	津久見市
	土浦市		狛江市		東浦町		伊丹市		竹田市
	古河市		西東京市		美浜町		加東市		杵築市
	那珂市		鎌倉市		武豊町		奈良市		九重町
群馬県	東海村		藤沢市		四日市市	奈良県	三郷町	熊本県	都城市
	宇都宮市		小田原市		伊勢市		川上村		小林市
	栃木市		茅ヶ崎市		松阪市		和歌山市		日向市
	市貝町		逗子市		桑名市		鳥取市		三股町
富山県	野木町		秦野市		名張市		米子市	宮崎県	189自治体
	太田市	富山市	富山市		龜山市		倉吉市		※参考
	館林市		水見市		鳥羽市		智頭町		うちR4重層事業
	みどり市		金沢市		いなべ市		北栄町		134自治体
石川県	上野村		小松市	島根県	志摩市		松江市		うちR4移行準備事業
	みなみみ町		能美市		伊賀市		出雲市		41自治体
	玉村町				御浜町		大田市		うちR2以前モデル事業
島根県							美郷町		125自治体
							高賀町		

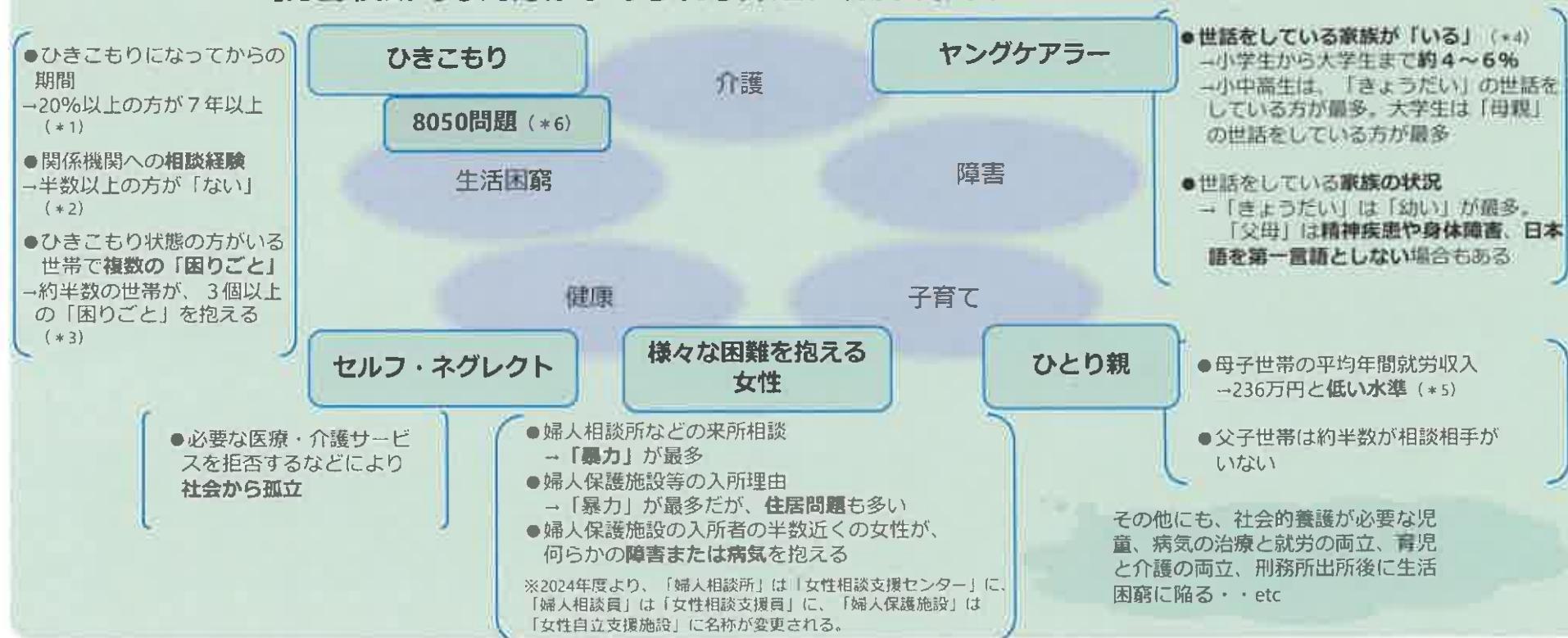
※参考

うちR4重層事業  
うちR4移行準備事業  
うちR2以前モデル事業

134自治体  
41自治体  
125自治体

- 人口構造や世帯構成が変化し、家族や地域のつながりが弱まっている中で、複数の課題が重なり合い複雑化。
- 分野横断的な対応が求められる課題（「8050問題」など）や、従来の対象者別の制度には合致しづらい制度の「狭間」にある課題が表面化してきている

### 【分野横断的な対応が求められる課題、制度の狭間にある課題の例】



制度から人を見るのではなく、「その人の生活を支えるために何が必要か」という観点が大切。

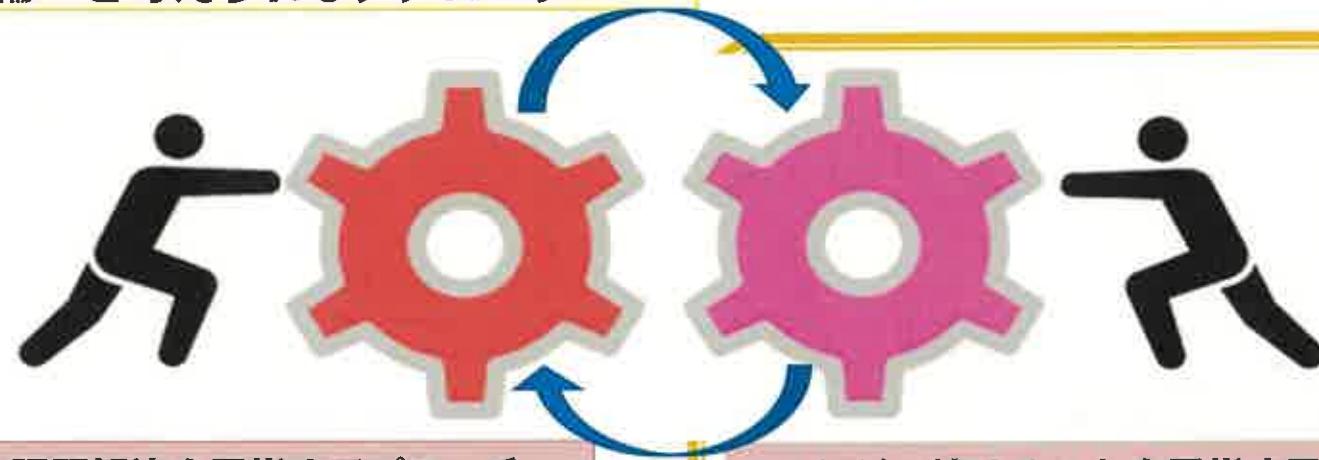
(\*1) 内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度） (\*2) 内閣府「生活状況に関する調査」（平成年度）、内閣府「若者の生活に関する調査」（平成年度）

(\*3) 令和3年度江戸川区ひきこもり実態調査の結果報告書。ひきこもり状態の方がいる世帯の困りごとは、「自分の健康」、「家族の健康」、「収入・生活資金」が特に多い。

(\*4) 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（（令和2）年度、（令和3）年度）

(\*5) 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」 (\*6) 高齢の親と働いていない独身の代の子とが同居している世帯に係る問題

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

## 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指す

## 概要

### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

### 3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

### 4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

### ■教育・啓発

### ■人材の確保

### ■調査研究の推進

### ■民間団体援助

### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

### ■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



### ■国・自治体による支弁・負担・補助

### 民間団体に対する補助規定創設

## 売春防止法

### 第1章 総則

(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

### 第2章 刑事処分

(主な罰則)  
第5条 勘誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

### 第3章 補導処分

(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

### 第4章 保護更生

(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

### ⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

### ⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

### ⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようになるための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聞く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけ。

## 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

## 2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

## 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

## 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

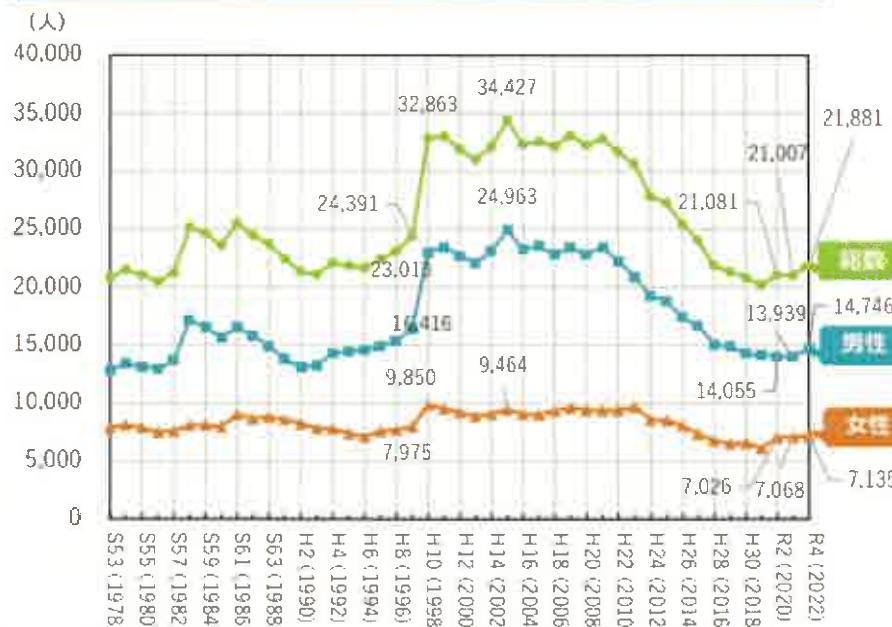
■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携  
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## 参考：自殺者数の年次推移等（令和4年）

- 自殺者数の年次推移をみると、令和4年は前年に比べ自殺者数が増加した。  
男女別にみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となった。
- 年齢階級別の自殺死亡率（10万人あたりの自殺死亡者数）は、令和2年以降ほぼすべての年齢で上昇しているが、令和元年度と比べると、特に20歳代、40歳代、50歳代において顕著に上昇した。
- 10歳代の自殺率も増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と、過去最多となった。

### 自殺者数の年次推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

### 年齢階級別自殺死亡率の年次推移



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

### 原因・動機別の自殺者数（令和4年）

	総数	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者
自殺者数	21,881	19,164	2,717
構成比	100.0%	87.6%	12.4%

注1) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。  
注2) 令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。また、原因・動機特定者数（令和3年は15,093人、令和4年は19,164人）と原因・動機数の和が一致するとは限らない

	家庭問題	健康問題	経済・生活 問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他
自殺者数	4,775	12,774	4,697	2,968	828	579	1,734
構成比	16.8%	45.1%	16.6%	10.5%	2.9%	2.0%	6.1%

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
  - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
  - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
  - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

－ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－

#### (2) 地域連携ネットワークの機能

－ 個別支援と制度の運用・監督－

#### (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

－ 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

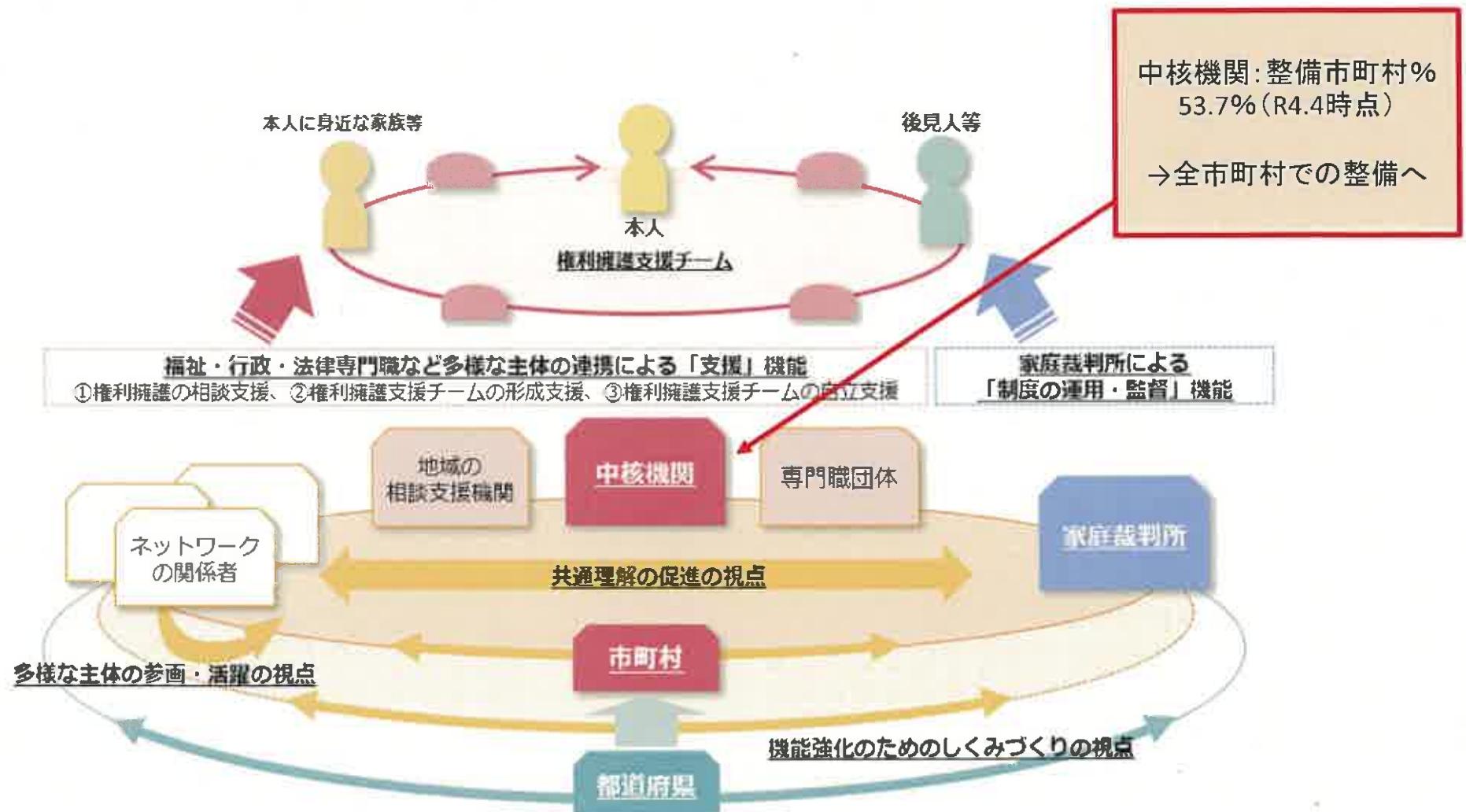
#### (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

## 参考：権利擁護支援の地域連携ネットワーク～中核機関～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



令和5年10月12日

## 総理発言

独居高齢者の更なる増加が見込まれる中、高齢者の生活上の課題への取組が重要です。このため、内閣官房に省庁横断型の調整チームを立ち上げ、厚生労働省が始めた実態把握調査でも、関係府省の参画を得た検討会を近く設置いたします。

こうした体制とともに、身寄りのない方々を含め、高齢者等への住まいの確保、入院時や入居時等の身元保証の課題、さらには消費者被害の防止に取り組んでまいります。

# 新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

## 1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

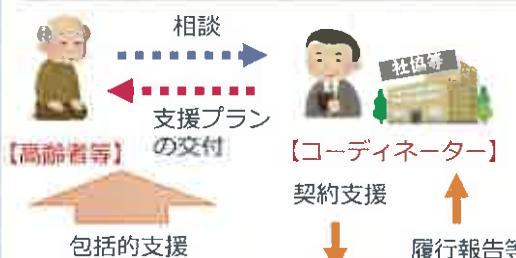
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

【補助率】3/4

### 1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。



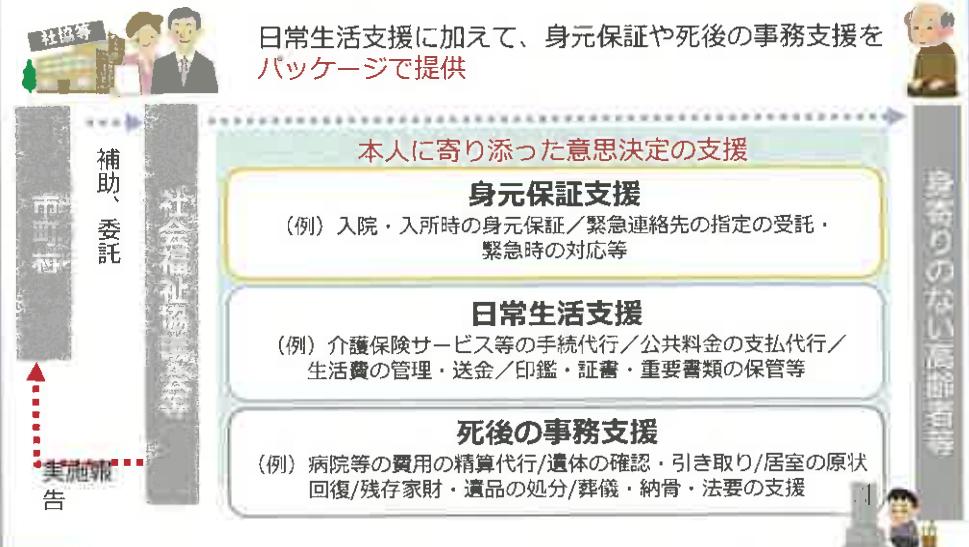
#### 単身高齢者等包括支援プラットフォーム

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	迷路物処分

誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

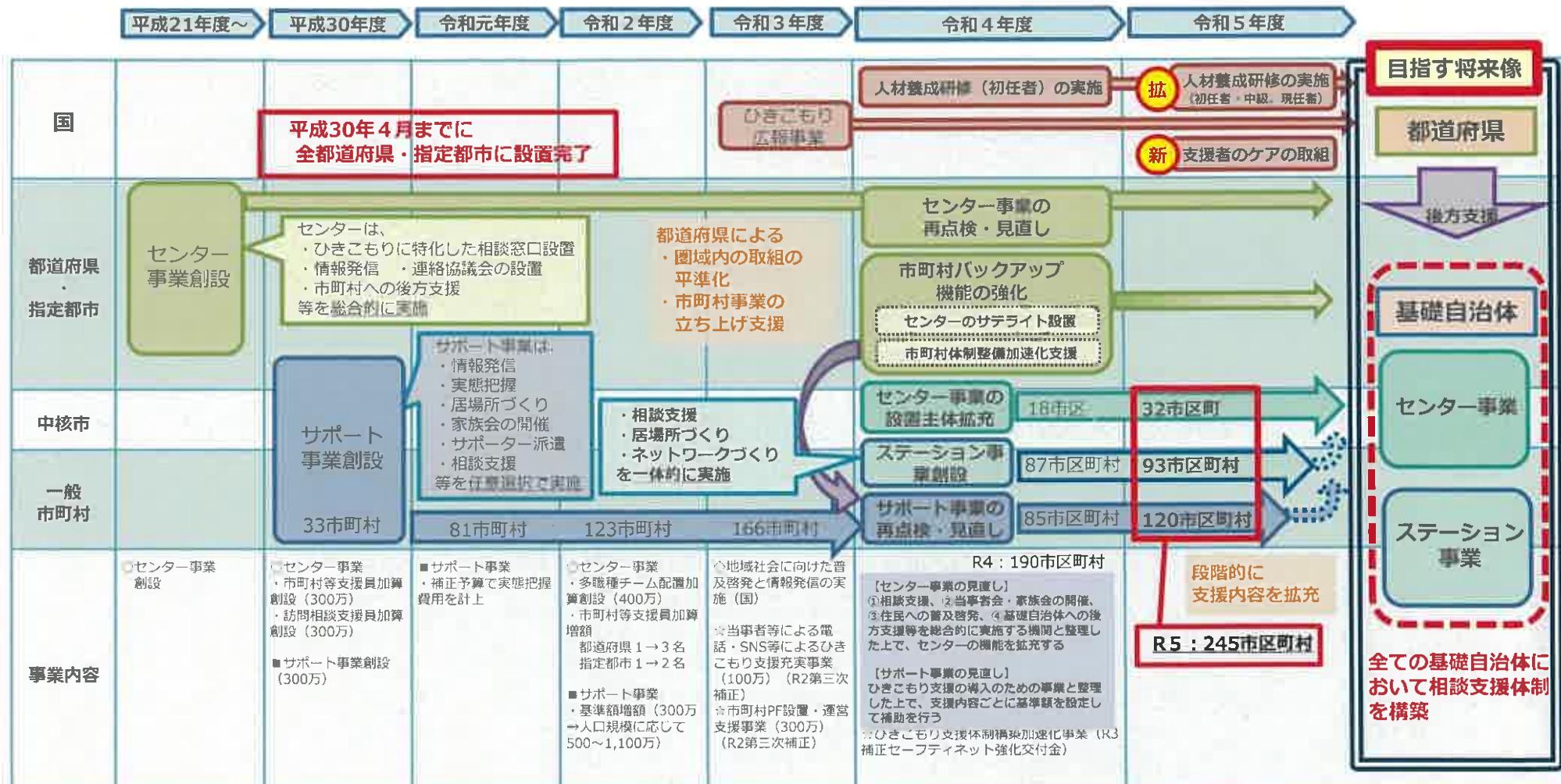
### 2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、身元保証や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



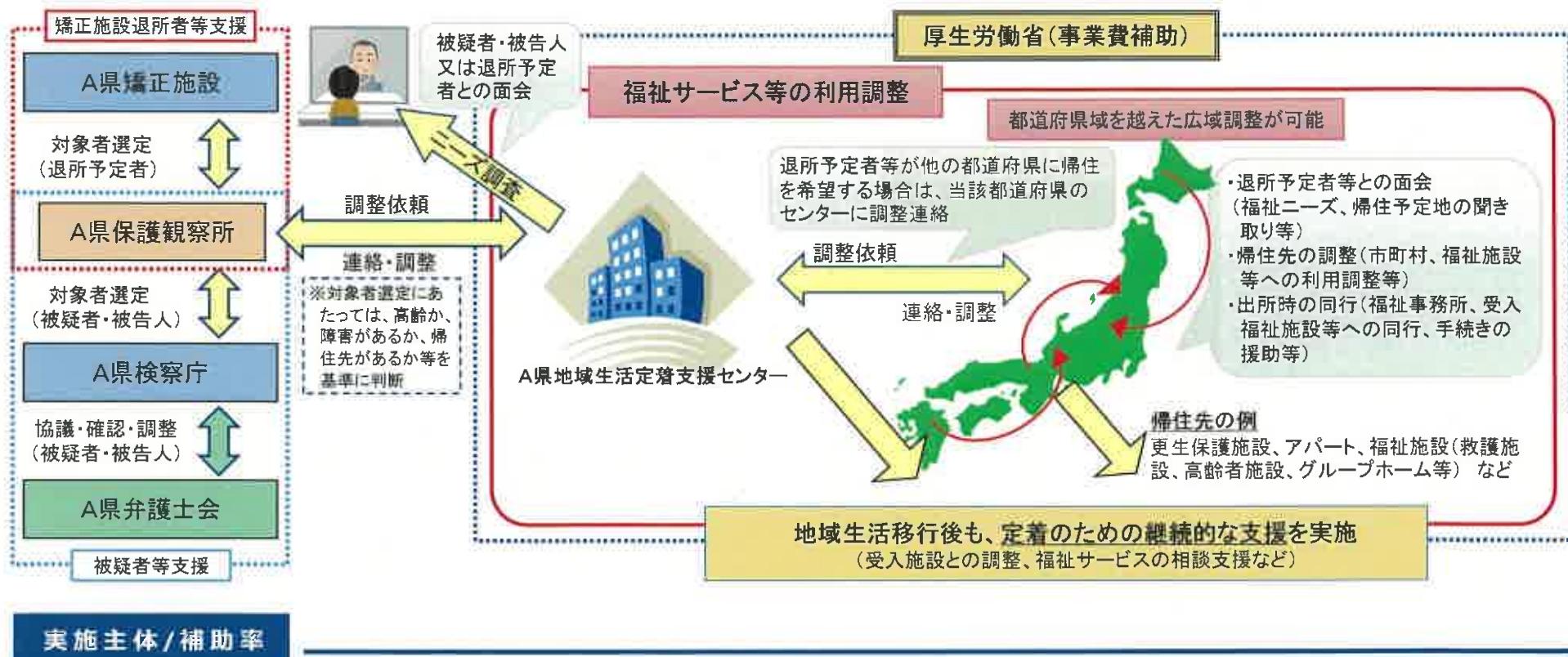
## 参考：ひきこもり支援（ロードマップ）

- 平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を設置。
- 令和4年度には、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設。
- さらに、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化や、市町村の支援体制の整備を促進。
- 令和5年度は、研修の拡充や、支援者支援の取組を実施



※その他、平成25年度からひきこもりセンター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに 福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を支援する「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
  - 平成23年度末に全国47都道府県への整備（北海道のみ2箇所）が完了。平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
  - 令和3年度から「被疑者等支援業務」を開始（※刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等を対象）
  - 令和4年度の被疑者等支援業務では、新たに弁護士との連携強化を促進。
  - 令和5年度は、全国46自治体（47センター）で「被疑者等支援業務」を実施予定。
- そのうち、44自治体（45センター）では「弁護士との連携（被疑者等支援業務）」も実施予定（R5年度現在）



実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

補助率：3 / 4 (R5年度より、3/4相当の定額補助から、国3/4・都道府県1/4の定率補助へ変更)

※都道府県負担分については地方財政措置

## II 地域共生社会に向けて

- ①地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- ②重層的支援体制整備事業などの各種取組
- ③生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの議論
- ④住まい支援の強化の議論  
(住宅セーフティネット制度)

# 生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円  
+ R4二次補正予算：60億円

(※)

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



## 包括的な相談支援

本人の状況に  
応じた支援

### ◆ 自立相談支援事業

- ・ 全国907自治体で1,387機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために  
住まいの確保が必要

就労に向けた  
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

緊急に衣食住の  
確保が必要

子どもに対する  
支援が必要

### ◆ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

### □ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

### □ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

### □ 家計改善支援事業

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

### □ 一時生活支援事業

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

### □ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

## 1. 居住支援等の強化

- 全世帯に占める単身高齢者世帯の割合：11.7%(2015年) → 17.7%(2040年・推計) ※2030年に約800万、2040年に約900万世帯
- 持ち家世帯比率：50～59歳 77.6% (1983年) → 67.9% (2018年) / 40～49歳 71.0% (1983年) → 57.9% (2018年)
- 高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感：約7割
- 高齢者の入居拒否の理由：居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 空き家数：約849万戸。そのうち賃貸用空き家は、約433万戸

### 現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 要配慮者の孤独死等への不安から、大家（賃貸人）の一定割合が拒否感を有している。
- 住宅確保要配慮者には、住まい確保に限らず複合的な課題を抱えている場合も多い。  
※コロナ禍においては、住居確保給付金等の住まい支援のニーズが拡大  
(住居確保給付金の新規申請件数：  
4,270件(2019年) → 153,007件(2020年))
- 無料低額宿泊所について、事前届出制により規制を実施しているが、無届の施設がある。



- 生活困窮者向けの相談窓口等において、住まい及び入居後の生活支援に関する相談機能を明確化。【困窮法・社福法】
- ①シェルターの提供や②生活が安定するよう見守る等の支援を行う「一時生活支援事業」を自治体の努力義務化。  
(地域の実情に応じ①②のいずれかを実施) 【困窮法】
- 「住居確保給付金」について、家賃の低廉な住宅への転居費用も補助できるようにする。【困窮法】
- 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、届出義務違反に罰則を設ける。※無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の保護の実施機関から都道府県等への通知を努力義務化する。【社福法】

※国土交通省は、住宅セーフティネット制度の見直しを検討。

サポートを行う住宅（検討中）に生活保護受給者が入居する場合における住宅扶助の代理納付の原則化を検討。

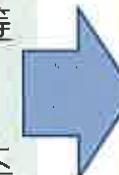
## 2. 子どもの貧困への対応

- 被保護世帯の子どもの大学進学率：42.4%（2022年）（全世帯：76.2%）
- 被保護世帯の子どもの高等学校等卒業後就職率：39.6%（2022年）（全世帯：15.6%）

### （1）子どもの学習支援

#### 現状・課題

- 生活保護世帯を含む生活困窮の子育て世帯に対し、「子どもの学習・生活支援事業」において学習支援や生活習慣等の改善支援、進路選択支援等を実施。  
※実施率：66%（2022年）
- 被保護の子育て世帯のうち、支援の場に来ない家庭等、より個別支援の必要性が高い家庭への対応が不十分。

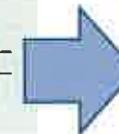


- 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により、学習環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化する。【保護法】

### （2）保護世帯の高卒就職者への一時金の支給

#### 現状・課題

- 高等学校卒業後、就職して自立する被保護世帯の子どもに対しては、一時金等の仕組みがない。



- 高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用にかかる一時金を支給する。【保護法】

## 3. 相談支援の強化

#### 現状・課題

- 生活困窮者や被保護者が多様で複雑な課題を有するケースなどに対して、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ対応することが重要である。

※生活困窮者については、「支援会議」が存在  
設置率（予定含む）42%（2021年）



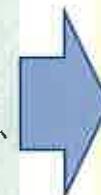
- 「支援会議」の設置を努力義務とする【困窮法】
- 多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして、会議体を設置できるようにする。【保護法】

※あわせて、両会議の一体的な運用を推進

## 4. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

### 現状・課題

- 就労に向けて準備が必要な生活困窮者を支援する「就労準備支援事業」、生活困窮者の家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の就労や家計改善に対して一定の成果をあげてきた。  
※就労準備支援事業実施率：77%  
家計改善支援事業実施率：79%（2022）
- 生活困窮者に対する就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業は、被保護者は利用できない。  
※被保護者には、類似の予算事業を別途実施
- 生活困窮者自立支援制度の事業の利用者が生活保護制度に移行した際等、連続的な支援が困難となる場合がある。



- 「家計改善支援事業」及び「就労準備支援事業」の全国的な実施に向けた支援を強化する。【困窮法・保護法】
- 生活保護世帯への支援や制度間のつながり確保の観点から、生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組みにする。【困窮法・保護法】

## 5. 医療扶助等の適正実施

### 現状・課題

- 医療扶助については、市町村（福祉事務所）において、頻回受診対策や多剤投薬対策等の適正実施の取組が行われている。
- 健康管理支援事業を令和3年に開始し、市町村（福祉事務所）が被保護者の生活習慣病予防等に取り組んでいる。



- 医療扶助及び健康管理支援事業の実施に関して、都道府県が市町村に対し、広域的な観点から、データ分析に関する支援等を行う仕組みを設ける。【保護法】

## II 地域共生社会に向けて

- ①地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- ②重層的支援体制整備事業などの各種取組
- ③生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの議論
- ④住まい支援の強化の議論  
(住宅セーフティネット制度)

## 全世代型社会保障の基本的考え方

### 1. 目指すべき社会の将来方向

#### ①「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
  - ・こどもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、こどもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

#### ②これからも続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

#### ③「地域の支え合い」を強める

- ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会とのことで安心して生活できる社会の構築が必要

### 2. 全世代型社会保障の基本理念

#### ①「将来世代」の安心を保障する

「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。

#### ②能力に応じて、全世代が支え合う

年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。

#### ③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康新命の延伸等により社会全体も幸福にする。

#### ④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、待遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

#### ⑤社会保障のDXに積極的に取り組む

社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。

### 3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

#### ○ 時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

#### ○ 地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

※ 地域共生社会の箇所のみ抜粋

## 4. 「地域共生社会」の実現

### (1) 基本的方向

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後更なる増加が見込まれる独居高齢者等を住まいの確保を含め、社会全体でどのように支えていくかが大きな課題
- 制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現が必要  
→各種社会保障サービスの担い手や幅広い関係者の連携の下、地域全体で、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要
- 人口急減地域においては、地域社会における支え合い機能が低下し、住民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定  
→住民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要

### (2) 取り組むべき課題

#### ① 一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出

- ・重層的支援体制の整備 ☆
- ・ソーシャルワーカー等の確保・育成 ☆
- ・多様な主体による地域づくりの推進 ☆
- ・孤独・孤立対策の推進 ☆
- ・地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進 ☆

#### ② 住まいの確保

- 住まい政策を社会保障の重要な課題と位置づけ、必要な施策を本格的に展開すべき。その際、支援対象のニーズや既存制度の関係の整理も含めて議論を深め、必要な制度的対応を検討すべき。
  - ・ソフト面での支援の強化（住宅の提供と見守り・相談支援の提供をあわせて実施）
  - ・住宅の所有者との関係、空き地・空き家の活用

### (3) 今後の改革の工程

#### ① 来年度、実施・推進すべき項目

- ・（2）☆の項目
- ・「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業の実施を踏まえた実践面での課題の抽出、全国的な普及に向けた具体的な手法の周知・啓発
- ・上記モデル事業の成果を活用して、住まいに課題を抱える者の属性や量的な把握についての推計及びその精緻化
- ・生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度などにおける住まい支援を強化

#### ② 制度改正について検討を進めるべき項目

- ・既存の各制度における住まい支援の強化に向けて、①のモデル事業の結果等を踏まえつつ更なる検討を深め、必要な制度改正を実施

# 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

(厚生労働省、国土交通省、法務省による合同設置)

社会保険審議会生活困窮者自立支援及び  
生活保護部会(第26回)

令和5年10月23日

資料5-1

## 検討会の概要

### 【趣旨】

生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）が安心して生活を送るために、生活の基盤となる住まいを確保することが重要であり、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の居住ニーズは高まることが見込まれる。

このため、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となつた居住支援機能等のあり方について検討する。

### 【事務局】

厚生労働省、国土交通省、法務省

## 検討項目

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策
- 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
- 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方
- 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

## スケジュール

令和5年7月3日第1回検討会を開催。9月21日第4回これまでの議論の整理（中間とりまとめ素案）年内に、第5回中間とりまとめ案を予定。

## 委員等（順不同、敬称略）○座長

### 【委員】

○大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科 教授
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
常森 裕介	東京経済大学現代法学部 准教授
中川 雅之	日本大学経済学部 教授
三浦 研	京都大学大学院工学研究科 教授
矢田 尚子	日本大学法学部 准教授
奥田 知志	（一社）全国居住支援法人協議会共同代表 副会長 NPO法人抱樸 理事長
早野 木の美	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
荻野 政男	（公財）日本賃貸住宅管理協会 常務理事
岡田 日出則	（公社）全国宅地建物取引業協会連合会 理事
三好 修	（一社）全国居住支援法人協議会共同代表 副会長 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 前会長
出口 賢道	（公社）全日本不動産協会 常務理事
金井 正人	社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
稻葉 保	更生保護法人全国更生保護法人連盟 事務局長
林 星一	座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
加藤 高弘	名古屋市住宅都市局住宅部長

### 【オブザーバー】

- 独立行政法人 都市再生機構
- 独立行政法人 住宅金融支援機構

# 住宅セーフティネット制度

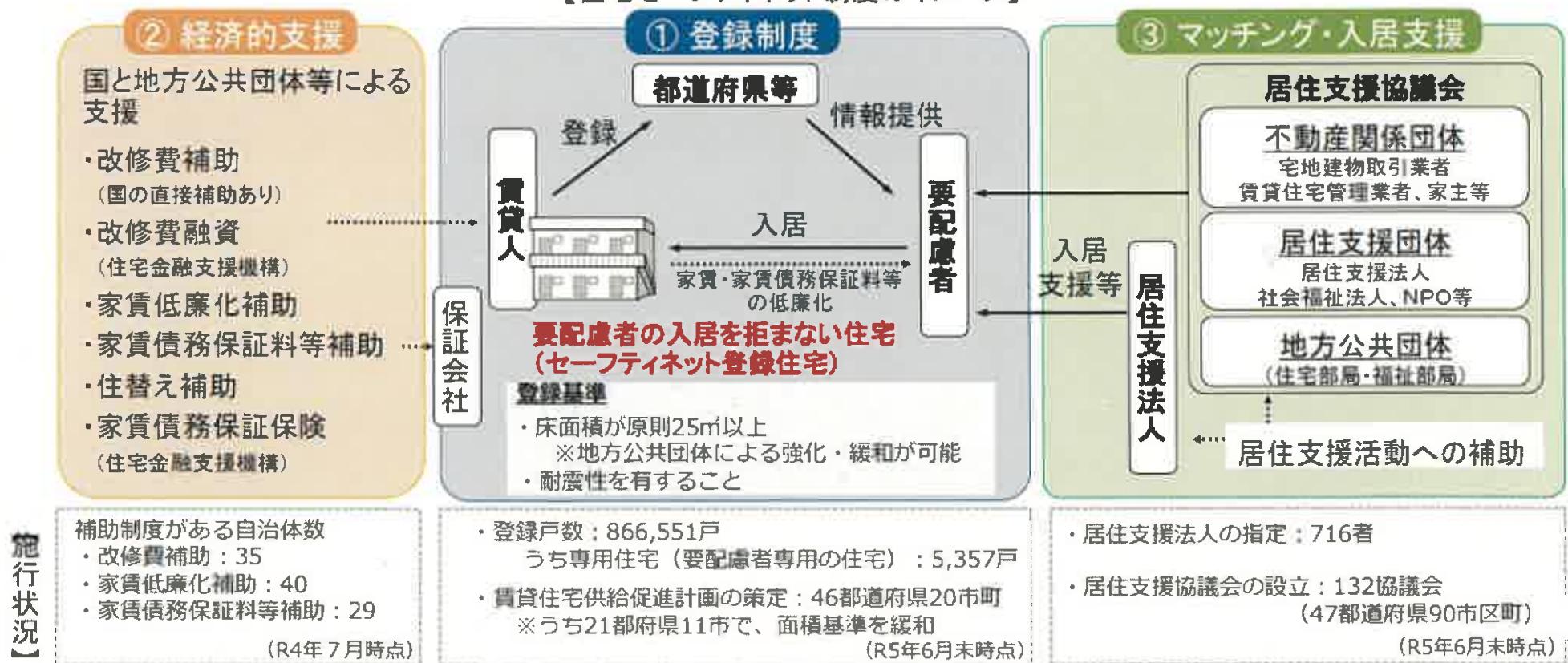
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律  
【公布：平成29年4月26日 施行：平成29年10月25日】

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

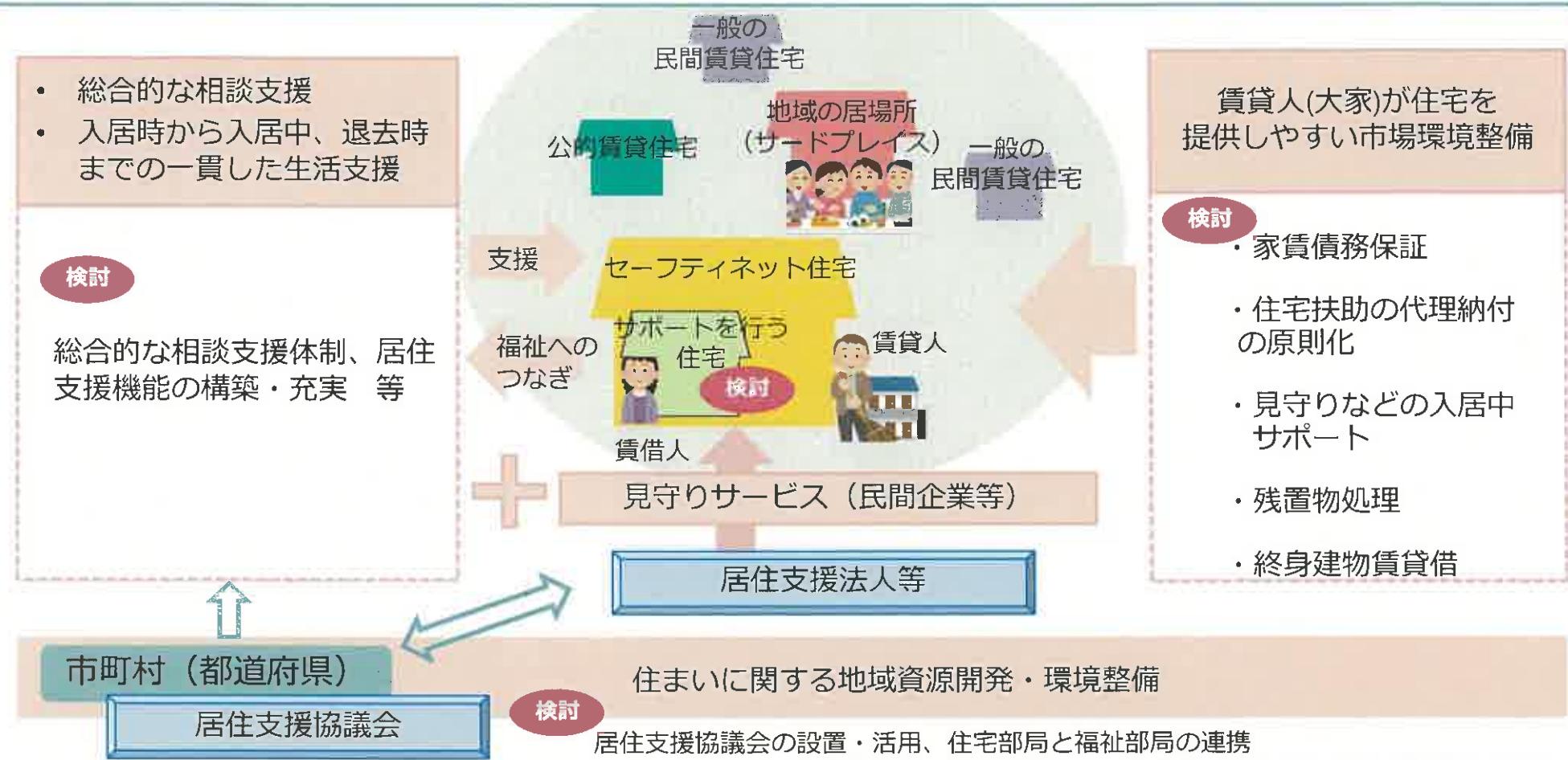
【住宅セーフティネット制度のイメージ】



## 総合的・包括的な「住まい支援」のイメージ（今後の主な検討事項）

第14回全世代型社会保障構築会議  
(令和5年10月4日) 資料3より

- 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、**賃貸人(大家)**が住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図るため、**国土交通省、厚生労働省等**が連携して総合的・包括的な施策を検討する。
- 都道府県・市町村（住宅部局・福祉部局等）と地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進する。居住支援協議会の設置と更なる活用を図りつつ、地域の実情に応じて、①総合的な相談支援、②入居前から入居中、退去時（死亡時）の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備の推進方策を検討する。



## これまでの議論の整理（中間とりまとめ素案）の概要

### 1. はじめに

住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、国土交通省、厚生労働省、法務省が連携し、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築や、制度の充実・見直し、補助、税制等幅広い方策について検討すべきである。

### 2. 現状・課題

#### 住宅確保要配慮者（賃借人）を取り巻く現状・課題

- 人口減少が進む一方、高齢者（特に75歳以上）は増加。単身の高齢者は2030年には800万世帯に迫る見通し。  
※75才以上人口 約1,613万人（2015年）→約2,288万人（2030年推計）
- 住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」）は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合が多い。

#### 大家（賃貸人）を取り巻く現状・課題

- 要配慮者の孤独死等への不安から、一定割合が拒否感を有している。  
※高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感：約7割  
※高齢者の入居拒否の理由：居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。  
※空き家数は 約849万戸。そのうち賃貸用空き家は 約433万戸  
※住戸面積30m<sup>2</sup>未満の民間賃貸住宅は約32%（公営住宅は1%）

#### 現行の住宅セーフティネット制度の現状・課題

- ・居住支援法人716法人
- ・居住支援協議会 132協議会 うち、都道府県47（100%）市区町村90（5%）
- ・要配慮者専用の住宅やすぐに入居できる住宅が少ない（登録住宅約87万戸うち専用住宅5,357戸、登録住宅の空室率2.3%）
- ・登録住宅に低家賃の物件が少ない（家賃5万円未満は19%（東京都1%））

### 3. 方向性

福祉施策と住宅施策が連携し、行政も積極的に関与しつつ、相談に始まる一貫した支援体制を構築

要配慮者の特性に応じ、入居時ののみならず入居中や退去時の対応の充実、その際、居住支援法人の効果的な活用

賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用

第4回検討会（R5.9.21）資料  
(中間とりまとめ素案) を基に作成

今後の議論によっては変更の可能性がある。

## 4. 今後の取組（検討事項）

### ①住宅確保要配慮者（賃借人）への居住支援の充実

- 住宅部局と福祉部局の連携による総合的で地域に密着したハード、ソフトに関する情報提供・相談体制の構築・充実
- 居住支援協議会を積極的に活用し、入居前から退去時まで切れ目なく対応できる体制を整備
- 既存の福祉相談窓口等における住まいに関する相談・支援機能の強化・明確化
- 居住支援法人等が緩やかな見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築
- サブリース事業の円滑な実施を含め、居住支援法人が安定的に地域で必要な取組を行うための仕組み

### ②大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備

- 要配慮者に対する家賃債務保証制度の充実、緊急連絡先が確保できないなどの課題への対応
- 生活保護受給者への住宅扶助の代理納付の原則化
- 賃貸人が安心して住宅を提供できるための見守りなどの入居中サポートの充実
- 居住支援法人の関与など、孤独死した場合の残置物処理等の負担を軽減できる仕組み
- 終身建物賃貸借（死亡時に借家権が相続されない賃貸借）の対象住宅の拡大や事務手続きの簡素化

### ③住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

- セーフティネット住宅の居住水準の見直し、改修費への支援の柔軟な運用等
- 公営住宅等の公的賃貸住宅との役割分担と公的賃貸住宅ストックの積極的活用
- 住宅だけではない、地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくりの取組の推進

### ④地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

- 基礎自治体レベルで関係者が連携し、各種制度や地域の取組・資源を活用した体制整備を推進
- 一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切にコーディネートするための体制の検討
- 刑務所出所者等への見守り等の支援による賃貸人の理解と協力の拡大

# 地域共生社会のポータルサイト

- 厚生労働省ホームページに地域共生社会のポータルサイトを創設
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する各種通知や全国各地の取組事例等を掲載。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ

小

中

大

Google 検索



地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に  
向けた取組の経緯

重層的支援体制  
整備事業について

他分野との連携

関係規定  
研修資料等



一人ひとりの暮らしと生きがい、  
地域をともに創っていく社会へ



# 參考資料

# 住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策(見取り図)

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者	刑務所出所者等	
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★							
ハード面の供給	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <span>保護施設★</span>  <span>無料低額宿泊所</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>認知症高齢者入居型グループホーム★</span>  <span>高齢者グループホーム★</span>  <span>介護付高齢者向け住宅★</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲</span>  <span>福祉ホーム★</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>母子生活支援施設★</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>婦人保護施設●</span>  <span>婦人相談所一時保護所●</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>自立援助ホーム●</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>更生保護施設★</span>  <span>自立準備ホーム☆ (保護観察所に登録したNPO法人等の空き室)</span> </div> </div>	<div style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度(一時生活支援事業)★</div> <div style="text-align: center;">公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★</div> <div style="text-align: center;">民間賃貸住宅:①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②改修費補助・低所得者の家賃低廉化★</div> <div style="text-align: center;">居住支援法人:①家賃債務保証●、②家賃債務保証保険</div> <div style="text-align: center;">家賃債務保証会社(民間):①家賃債務保証会社を登録★、②家賃債務保証保険</div> <div style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★、不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口(=すまこま。)★(※1)</div> <div style="text-align: center;">居住支援協議会★、居住支援法人●(※2)</div> <div style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★</div>						
連帯保証人・緊急連絡先の確保	生活保護制度 (住宅扶助費)★			身元保証人確保対策事業★(※3)	身元保証人確保対策事業★(※3)	身元保証人確保対策事業★		
入居支援等 (相談、住宅情報、契約サポート、コーディネート等)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <span>生活困窮者自立支援制度 (住居確保対策)★</span>  <span>居住不安定者等居宅生活移行支援事業★</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの確保に資する事業)</span>  <span>(介護予防・日常生活支援・総合事業)</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>地域移行支援▲</span>  <span>地域生活支援拠点等▲</span>  <span>障害福祉サービス等 (自立生活援助・地域定着支援・居宅介護等)▲</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>母子・父子自立支援員★</span>  <span>母子父子寡婦福祉資金貸付金●</span>  <span>ひとり親家庭等日常生活支援事業★</span>  <span>ひとり親家庭等生活向上事業★</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>婦人保護事業●</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>社会的養護自立支援事業★</span>  <span>自立援助ホーム●</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業●</span>  <span>更生保護施設による通所・訪問等支援事業☆</span>  <span>緊急的住居確保・自立支援事業☆ (自立準備ホーム)</span>  <span>更生緊急保護の実施☆</span> </div> </div>	<div style="text-align: center;">居住支援協議会★、居住支援法人●(※2)</div> <div style="text-align: center;">生活環境の調整★</div> <div style="text-align: center;">地域生活定着促進事業 (地域生活定着支援センター) (高齢者・障害者)●</div> <div style="text-align: center;">日常生活自立支援事業 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうら断能力が不十分な人を対象)</div> <div style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★</div>						
生活支援の提供	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <span>保護施設★</span>  <span>無料低額宿泊所</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>介護保険サービス▲</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span>母子生活支援施設★</span> </div> </div>	<div style="text-align: center;">(※1)すまこま。は「入居支援等」について対応。</div> <div style="text-align: center;">(※2)居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施(R3より)、住宅と福祉の連携強化促進のため、地方公共団体を補助対象に追加。</div> <div style="text-align: center;">(※3)ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。</div>						

(※1)すまこま。は「入居支援等」について対応。

(※2)居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施(R3より)、住宅と福祉の連携強化促進のため、地方公共団体を補助対象に追加。

(※3)ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。

# 居住支援法人・居住支援協議会について

## 居住支援法人の概要

住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

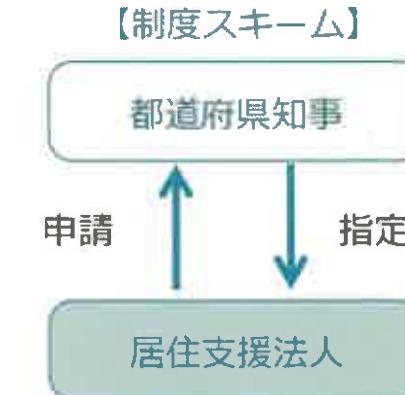
### <居住支援法人の行う業務>

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

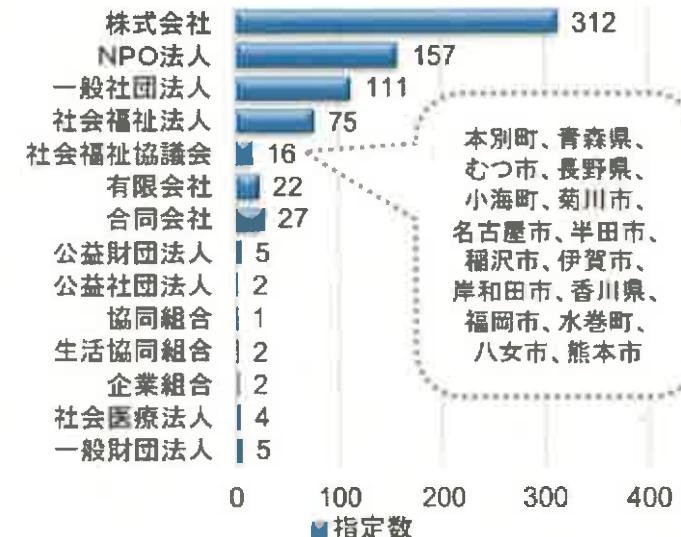
### <居住支援法人に指定される法人>

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社

指定状況：741法人（R5.9末時点）



## ■ 法人属性別



## 居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

### <居住支援協議会による主な活動内容>

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等

設立状況：132協議会（全都道府県、90市区町）（R5.9末時点）

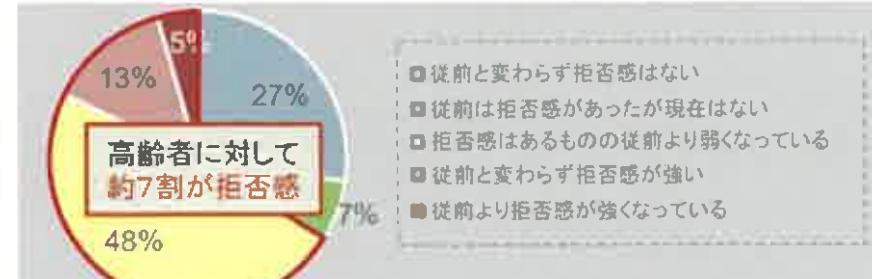


# 残置物の処理等に関するモデル契約条項

## 背景

- 高齢者世帯の更なる増加が見込まれるなか、高齢者に対する賃貸人の入居拒否感は強い。
- 賃借人の死亡後、賃借権と居室内に残された家財（残置物）の所有権が相続人に相続されるため、相続人の有無や所在が分からぬ場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることが一つの要因となっている。
- 特に単身高齢者の居住の安定確保を図るため、このような残置物の処理等に対する賃貸人の不安感を払拭する必要がある。

## <高齢者(60歳以上)に対する賃貸人の入居拒否感>



出典：(令和4年度)国土交通省アンケート

## 残置物の処理等に関するモデル契約条項を公表(令和3年6月7日)

- 国土交通省及び法務省において、賃借人の死亡後に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、賃借人と受任者との間で締結する①賃貸借契約の解除、②残置物の処理に関する条項からなる委任契約書のひな形を策定。
  - ①賃貸借契約の解除に関する条項…受任者に対し、賃借人の死亡後に賃貸借契約を解除する代理権を授与 等
  - ②残置物の処理に関する条項 …受任者に対し、賃借人の死亡後に残置物の廃棄や指定先へ送付する事務を委任 等



<想定される受任者>以下のいずれか。（賃貸人は賃借人と利益相反の関係にあるため、受任者とすることは避けるべき。）

- ・賃借人の推定相続人
- ・居住支援法人、管理業者等の第三者（推定相続人を受任者とすることが困難な場合）

<想定される利用場面> 単身高齢者（原則として60歳以上）が賃借人である場合

（注）今回策定した委任契約書をこの場面以外で使用した場合は、民法や消費者契約法に違反し、無効となるおそれがある。

# 終身建物賃貸借事業の概要と実績

終身建物賃貸借事業は、知事の認可を受けた事業者が、高齢者に対し、終身上にわたって住宅を賃貸する事業を行うことができる制度。平成13年に創設され、これまでの認可実績は、約1万5千戸（令和3年度末時点）

## 1. 概旨

高齢者単身・夫婦世帯等が、終身上にわたり安心して賃貸住宅に居住できる仕組みとして、賃貸人が、知事の認可を受けた場合に、借家人が生きている限り存続し、死亡した時に終了する（相続性を排除）、借家人本人一代限りの借家契約により、高齢者に対して住宅を賃貸する事業を行うことができる制度。

## 2. 制度の内容

### (1)入居者

- ・高齢者（60歳以上）であること。
- ・単身又は同居者が高齢者親族であること（配偶者は60歳未満も可）。

### (2)住宅の基準

- ・段差のない床、浴室等の手すり、幅の広い廊下等を備えていること
- ・前払家賃を受領する場合にあっては、当該前払家賃の算定根拠が書面で明示され、必要な保全措置が講じられるものである 等

### (3)高齢者が死亡した場合の同居者の継続居住

- ・同居者は、高齢者の死亡後1月以内の申出により継続居住可能。

### (4)解約事由

- ・家主からの解約申入れは、住宅の老朽等の場合に限定
- ・借家人からの解約については、
  - ①療養、老人ホームへの入所、親族との同居等が理由の場合は、解約申入れ1か月後に契約は終了
  - ②上記以外の理由の場合は、解約申入れ6か月後に契約は終了

### (5)その他の借家人に対する配慮

- ・借家人が希望すれば、終身建物賃貸借契約の前に定期借家により1年以内の仮入居が可能

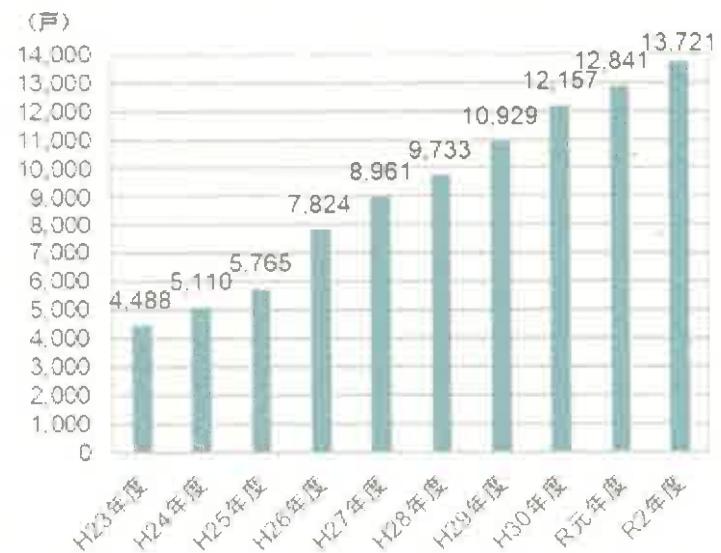
## 3. 実績

14,774戸（うちサ付以外281戸）

293棟（うちサ付以外 15棟）

（令和3年度末時点）

終身建物賃貸借事業の認可実績（戸数）の推移



# 住宅確保要配慮者に対する大家等の意識及び入居制限の理由

R5.9.21 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会(第4回)資料より

- 住宅確保要配慮者の入居に対し、賃貸人(大家等)の一定割合は拒否感を有している。
- 入居制限を行う「最も該当する理由」については、高齢者の場合、「居室内での死亡事故等に対する不安」が約9割となっている。

## 【住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人(大家等)の意識】



■ 従前\*と変わらず拒否感はない

■ 拒否感はあるものの従前\*より弱くなっている

■ 従前\*より拒否感が強くなっている

■ 従前\*は拒否感があったが現在はない

■ 従前\*と変わらず拒否感強い

\* 5年前との比較

## 【賃貸人(大家等)の入居制限の理由】

### (例)高齢者の場合(最も該当する入居制限の理由を選択)

他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安	2.6%
住宅の使用方法等に対する不安	3.9%
家賃の支払いに対する不安…	なんなく不安 1.3%
その他(※)	0.0%



※その他の選択肢としては、以下があった(いずれも選択数0)。

- ・主な入居者と異なる属性の入居による居住環境の変化への不安
- ・入居者以外の者の出入りへの不安
- ・習慣・言葉が異なることへの不安
- ・生活サイクルが異なることへの不安
- ・その他

出典：令和3年度国土交通省調査

\* (公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員のうち、入居制限を行っている団体を対象に、入居者の属性ごとに最も該当する入居制限の理由を回答 (回答数：76団体)

出典：令和3年度国土交通省調査

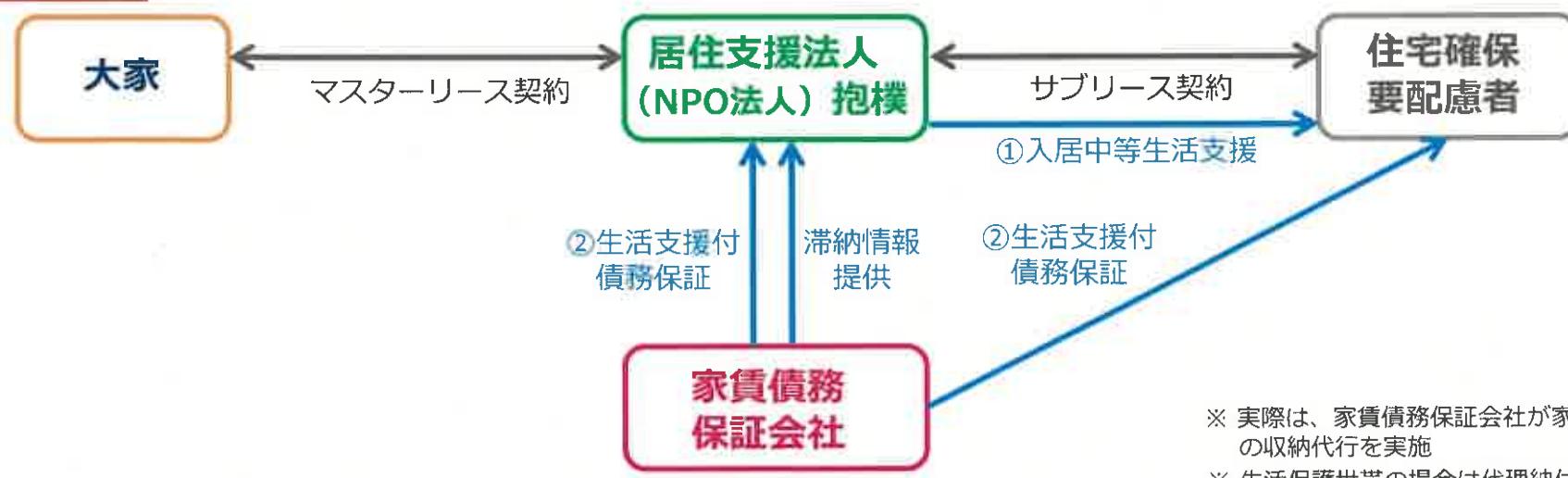
\* (公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施 (回答者数：187団体)

# サブリース方式により住宅提供と居住支援を一体で行う取組(認定NPO法人抱樸)

R5.9.21 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会(第4回)資料より

- 空き室を一括サブリースし、家賃債務保証業者と連携した生活支援付債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

## スキーム



## 物件内容の例

所在地	: 福岡県北九州市
戸数	: 57戸
面積	: 21.7㎡
間取り	: 1K、1R
家賃	: 29,000円／月
共益費	: 6,050円／月
生活支援費	: 2,200円／月
賃貸保証料	: 350円／月※ ※契約時 35,050円



空室が増えた物件の一部住戸を、抱樸が一括サブリース

出典：H30年度居住支援全国サミット資料

## 支援内容

- ①居住支援法人による支援内容
  - ・常駐の管理人による日常的な見守り（安否確認）
  - ・自立生活サポートセンターとマンション内事務所支援員による専門的支援 等
- ②家賃債務保証会社による支援内容
  - ・原則、断らない家賃債務保証
  - ・月2回の安否確認オートコール

# サブリース方式により住宅提供と居住支援を一体で行う取組(社会福祉法人悠久会)

R5.9.21 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会(第4回)資料より

- 要配慮者からの相談に対し、希望に沿った物件探し及び大家との交渉を行い、1部屋ごとに悠久会が借り上げてサブリースする「あんしん住宅事業」を実施。
- 家賃の差額や補助金を活用し、入居中はIoT機器による見守りサービス等の生活支援を提供。

## スキーム



## 物件内容

- 要配慮者からの希望をヒアリングした上で借り手の見つからない物件をマッチングするため、物件内容、家賃等は1戸ごとに異なる。



	H30	R1	R2	R3	R5
入居戸数	14戸	15戸	18戸	26戸	28戸

## 支援内容

- 常設の相談窓口及び相談会により、相談を受付。
- 借り上げた全ての物件に、24時間見守りシステムと自動消火装置を整備。
- 入居後はセンサーヤ定期的な巡回による見守りサービスを実施。
- 社会福祉法人のノウハウを活かし、介護や看護が必要となった際に様々な関係機関と連携し、速やかに対応。
- 引っ越し支援、行政機関への手続きや申請等、日常生活の様々な支援を実施。



悠久会が提案する支援サービス  
出典：悠久会HP